

## 平成26年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月11日  
公正取引委員会事務総局  
北海道事務所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,418名（製造委託等<sup>(注1)</sup>941名、役務委託等<sup>(注2)</sup>477名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,700名（製造委託等3,113名、役務委託等1,587名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	北海道	全国	北海道
平成26年度	38,982	1,418	213,690	4,700
製造委託等	25,935	941	152,504	3,113
役務委託等	13,047	477	61,186	1,587
平成25年度	38,974	1,381	214,044	4,575
製造委託等	26,217	872	148,332	2,479
役務委託等	12,757	509	65,712	2,096
平成24年度	38,781	1,435	214,042	4,188
製造委託等	23,656	769	146,267	2,114
役務委託等	15,125	666	67,775	2,074

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

##### （1）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

###### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は196件（製造委託等137件、役務委託等59件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行なった書面調査によるものである。

###### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は196件（製造委託等138件、役務委託等58件）であり、このうち、169件（製造委託等123件、役務委託等46件）について措置を

講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託等）、指導が168件（製造委託等122件、役務委託等46件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年 度	区 分	新規着手件数				処理件数				不問	計		
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置							
						勧告 <sup>(注)</sup>	指導 <sup>(注)</sup>	小計					
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844			
	北海道	196	0	0	196	1	168	169	27	196			
	製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161		
	北海道	137	0	0	137	1	122	123	15	138			
	役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683		
	北海道	59	0	0	59	0	46	46	12	58			
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425			
	北海道	186	3	0	189	0	159	159	27	186			
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640		
	北海道	93	2	0	95	0	75	75	17	92			
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785		
	北海道	93	1	0	94	0	84	84	10	94			
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882			
	北海道	182	1	0	183	1	155	156	26	182			
	製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626		
	北海道	91	1	0	92	1	81	82	10	92			
	役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256		
	北海道	91	0	0	91	0	74	74	16	90			

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

## (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で266件となっており、このうち、製造委託等に係るものが201件、役務委託等に係るものが65件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は145件（類型別件数の延べ合計の54.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが109件、役務委託等に係るものが36件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は121件（類型別件

数の延べ合計の 45.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 78 件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 64.5%），②下請代金の減額が 18 件（同 14.9%）③買いたたきが 17 件（同 14.0%）等となっている。

- （7）製造委託等に係る実体規定違反は 92 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 56 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別延べ合計の 60.9%），②下請代金の減額が 15 件（同 16.3%），③買いたたきが 14 件（同 15.2%）等となっている。
- （8）役務委託等に係る実体規定違反は 29 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 22 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別延べ合計の 75.9%），②下請代金の減額が 3 件（同 10.3%），③買いたたきが 3 件（同 10.3%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年 度	区 分	手続規定違反			実 体 規 定 違 反											合計		
		書面交付義務	書類保管義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	害弓困難手形	利益提供要請	やり直し等	新復措置	小計		
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	北海道	128	17	145	0	78	18	0	17	1	1	2	4	0	0	121	266	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		北海道	97	12	109	0	56	15	0	14	1	1	1	4	0	0	92	201
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		北海道	31	5	36	0	22	3	0	3	0	0	1	0	0	0	29	65
平成 25 年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	北海道	133	24	157	1	69	9	0	3	1	0	4	0	0	0	0	87	244
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		北海道	67	14	81	0	24	6	0	2	0	0	3	0	0	0	35	116
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		北海道	66	10	76	1	45	3	0	1	1	0	1	0	0	0	52	128
平成 24 年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	北海道	126	25	151	1	65	8	1	1	5	2	5	2	2	0	0	92	243
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		北海道	69	12	81	1	26	6	1	1	3	2	3	2	1	0	46	127
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		北海道	57	13	70	0	39	2	0	0	2	0	2	0	1	0	46	116

（注 1） 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注 2） 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 26 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 5 名から、下請事業者 62 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 2142 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は 1 万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 53 名に対し、2125 万円の減額分を返還した（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

項目 年 度		返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	北海道	4 名	53 名	2125 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	北海道	3 名	47 名	354 万円
平成 24 年度	全国	120 名	6,540 名	39 億 5548 万円
	北海道	2 名	35 名	9653 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 9 名に対し、16 万円の遅延利息を支払った（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

項目 年 度		支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	北海道	1 名	9 名	16 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	北海道	2 名	66 名	253 万円
平成 24 年度	全国	98 名	2,887 名	14 億 7296 万円
	北海道	2 名	54 名	1803 万円

## 第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 26 年度における北海道事務所の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等の普及・啓発

#### (1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向け講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な

説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、2 会場で実施した。

## (2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、北海道経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、3 会場（うち公正取引委員会主催分は 2 会場）で実施した。

## 2 下請法等に係る相談・指導

相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 26 年度においては、140 件の相談（下請法に係る相談 115 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 25 件）に対応した。

## 3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成 27 年 3 月末時点における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員は 6 名）。

平成 26 年度においては、下請取引等改善協力委員から北海道内における下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 平成26年度における勧告事件

北雄ラッキー(株)に対する件 (平成26年8月20日)	
親事業者	北雄ラッキー(株)
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>ア 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年3月)。</p> <p>イ 「指定月リベート」として、自社が指定する月の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年11月～平成26年1月)。</p> <p>ウ 「本部手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年3月)。</p> <p>エ 「割戻金」として、1年間分の下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた (平成25年4月及び平成26年4月)。</p> <p>オ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くこととしていたところ、インターネットバンキングを利用することによって振込手数料が下がった後も、従来どおりの振込手数料を差し引いていたことにより、実際の振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年4月)。</p>
減額金額	下請事業者20名に対し、総額1695万6919円 【勧告前に返還済み】

## 平成26年度における主な指導事件

## 1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 <sup>(注)</sup>	違反行為の概要
機械等修理業	船舶用機器等の修理を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
輸送用機械器具 製造業	自動車の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を探っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長11日の支払遅延が生じることとなった。
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
協同組合	森林の管理及び立木の伐採作業を下請事業者に委託しているD森林組合は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

## 2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
輸送用機械器具 製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

## 3 買いたたき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に見積りをさせ単価を決定した当初の納期よりも短い納期としたにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

#### 4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	運送を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（144日）手形を交付していた。